

# 香美市教育委員会定例会会議録

(令和3年8月20日)

招集年月日 令和3年8月13日(金)  
招集場所 香美市本庁舎 3階 会議室2  
会議の日時 令和3年8月20日(金) 午前9時  
出席者 白川 景子 宮地 憲一 西 美紀 浜田 正彦 小松 清貴  
欠席者 なし

## 説明のための会議出席者

教育次長	秋月 建樹
教育振興課長	公文 薫
生涯学習振興課長	黍原 美貴子
教育振興課学校教育班主監	明石 芳文
教育振興課学校教育班長	一圓 まどか
教育振興課学校教育班学校教育係長	横田 尚明
生涯学習振興課文化班長	宇根 由紀
生涯学習振興課少年育成センター副所長	伊井 英智
図書館長	門脇 真里

## 職務のための会議出席者

## 会議録署名委員

宮地委員

## 傍聴人氏名

なし

(開会時刻 午前9時00分)

教育長

それでは皆さんおはようございます。ただ今から、令和3年8月香美市教育委員会定例会を開催します。

本日、委員会のご欠席はございません。全員ご出席でございますので、会は進行させていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の議事録署名委員は宮地委員さんです。よろしくお願いいたします。

コロナの感染者数が爆発的に高知県内でも増えまして、ステージも上がりました。それに伴いまして各行事、それから学校が27日に開催いたしますけれども、それについての対応等を今事務局のほうでやっておるところでございます。これまでの夏季休業期間中におきましては、1名、家族の方で保育園児さんですが、保育の方で陽性反応が出ましたからどうでしょうかということで対応をとっておりましたけれども、今回マイナスであったということで、特段保育園児の皆さんへの、それから、保育園に関しての対策ということとはおられません。ただ、家庭内感染が非常に増えてきております。2学期が始まりますと、保育園、各小中学校共に緊張感を持った対応を求められるのではないかと、いうふうに、私どもも準備を進めておるところでございます。またその都度、特にPCRで陽性が出ておりますということにつきましてはご連絡もさせていただきますので、またよろしくお願いいたします。

それでは、早速議事のほうに入ります。

まず、前回議事録の承認をよろしくお願いいたします。

教育長

ありがとうございます。議事録につきまして。それでは、よろしいでしょうか。

教育長の報告としましては、各事務局からまた報告等があるかと思いますが、1点付け加えさせていただきますと、昨日、緊急対策本部が香美市のほうで立ち上がりました。これはこの豪雨に関するものでございまして、国道195号が通行止めになりました。それから、山田堰の水位が上がっておるので危険ではないかといったようなところ、それから、土砂崩れも数カ所起こっておるところで、ただ詳細に確認はその時点ではなかなか取れないというところではございました。国土交通省のほうもなかなか対応に追われていて、こちらから詳細に情報を集めるというところまでなかなか行ってはおりませんでした。緊急連絡網等で、お知らせをさせていただいたような状況になりまして、都合上4カ所、緊急に避難所を準備をしたという結果でございました。それぞれ避難所にも数名避難をして来られましたけれども、それぞれで対応させていただいた部分です。国道のほうは午後7時前に解除になりましたので、片側通行ではございましたけれども、うちの職員も相当、庁舎の中の職員も相当数勿論待機をしておりましたけれども、順次帰ることが出来たといったような状況でございました。それぞ

れのお住まいの地域におかれましても、何かと大変なことであったと思いますが、こちらのほうもまだ予断を許しませんので、引き続き注視をしてみたいというふうに思っております。

あとの報告につきましては、それぞれ事務局のほうから、議題に関してもございますので、その都度ご報告したいと思っております。

それでは、議事に入ってまいりたいと思っております。

まず、議案第1号につきまして、香美市少年育成センター育成部育成補導員の委嘱について、事務局よりよろしく願います。

#### 議案第1号「香美市少年育成センター育成部育成補導員の委嘱について」

事務局 (議案説明)

教育長 事務局からの提案でございます。これにつきまして、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

小松委員 任期なんですけれども、これ9月1日からでは駄目なんですか。

事務局 ずっとこれまで、8月でしたら8月1日からということをやってきましたがですけれど。

小松委員 もう20日で、8月はほとんど終わっているのですが、委員の仕事も出来ないですけども、委員会の各委員のやつは遡りがずっとあるんですけど、差支えなかったら、翌月の1日からでもいいんじゃないかと思っております。

事務局 他の少年育成センター運営協議会などでは、南国警察署長とか、あと学校長とか、どうしても4月の教育委員会の定例会に上げないと間に合わないということですけど、委員への任命は4月1日からということで、任期は4月1日から翌年の3月31日までということで、ずっと他の委員会もしてきております。

小松委員 この育成補導委員の通常の委員さん、他の委員さんの任期は。

事務局 もう全てそれに合わせて…

小松委員 4月1日からということですか。

事務局 この方の場合には8月の定例会ですので、8月1日からということになります。

小松委員 他の委員さんの場合はいつから、人によって違うわけですか。

事務局 他の運営協議会等はですね…

小松委員 いや、この育成補導委員さん、この方1人じゃないでしょう。

事務局 他の方は、その時には3月中に定例会をした際に、4月1日からということになっておりますが、4月以降に入りまして推薦のあった方については、その都度その月の定例会に出して、4月以降はなってますけど、ただ、他の協議会等との整合性が変わってくるのではないかというふうには考えます。

教育長 この柴原さんが実働するのはいつからですか。

事務局 実働は今のところは認められておりませんので、今日承認いただけたらそれ以降になります、実際は。ただ、ひょっと8月には3期ぐらいで報告書を出してもらってますので、8月1日以降に執務して子どもの為に活動されていたら、もう8月1日から報償金を払うようにはなると思います。

教育長 実際もう動いてくださっている？

事務局 そうですね、子ども会の委員さんは一緒に活動はされていると思います。名簿を提出していただいてから2週間ぐらいになりますけど入っていただくと、保険についてはもう子どもさんと一緒に入ってますけど、委員さんとしては承認いただいてから。

教育長 実際今、お手伝いいただいている方であってということですね。

事務局 そうですね。

教育長 その方を委員として承認をしていきたいということですね。委員として今回承認をいただければ、8月中にご勤務いただいたことについては…

事務局 お支払いを。

教育長 委員としての活動になると、こういうことですかね。

事務局 そうです。

浜田委員 結果的に事前に分かってるもんやったら7月の定例会にかけて、8月1日から稼働出来るようにしてくださいという本旨なんです。だから、8月に入って8月の定例会に上げるような時は、やむを得ない理由、本来ね、それをちゃんと説明出来るような形にしないと、突っ込まれたとかいろいろあった時に、もしその期間に理由もなく遅れてたんやないかと言われた時に困るので、事前出来るものは事前に出しておく。それで、異動とかああいうのは3月の下旬にあるので、どうしても間に合わないから4月というような形。それで、事前に分かっているものであれば、手前で提出してくださいと、それが出来ない理由はということですかということだと思います。

教育長 9月1日でも特段…

事務局 問題ないです。

教育長 ない。まあ、ずっとこれ継続して、ただ委員さんの任期ということについての承認を求める際には、きちんとその、委員会で承認をしますという日に合わせて、書類を作っていきますというところが3回、4回目ですかね、議論されておるところだと思いますので、今日承認を受けました、となると9月1日からというようなところが、正式なのではないですかという委員さん方からのご意見だと思いますが。

Aさんは現在お手伝いいただいておりますが、そのことについての報償とか、保険とかいうことは勿論保証できているわけですよ。

事務局 保険にはもう入っております。委員というわけではなくて親子一緒に入っていただくということで、子供会のほうから保険のほうは出ますので、その都度、委員さんとして今後報償を払うということにつきましては、今ご指摘があったように、9月1日から報償を払うということになるかと思います。

浜田委員 例えばですよ、子供会であれば、今年は山田祭りとかいろいろ8月に無かったわけですけど、本来なら子供会が出て子どもの面倒を、まあ子供会で見ればいいんですけど、補導の関係もありますよね、いろいろ。そういう部分は構わないんですか。理由さえあれば別段、まあ。

教育長  いつ推薦があったのですか。

事務局  7月ですけど、7月の課内の伺いにも間に合わないということで、8月からの、運営協議会なので、定例会へ提出することになりますというお話をしています。7月中にたしか…

生涯学習振興課長  7月20日以降に推薦があったじゃなくて、定例会の後に推薦があったから、せんかったというわけじゃないんですか。

事務局  7月の定例会には間に合わない時期だったので…

生涯学習振興課長  ということだそうです。

教育次長  済みません。先月の定例会にも専決のお話が出ましたよね、それでちょっと例規集を見てみたら、今の状態では専決が出来ないということになってますけど、多分南国市と香南市も同じ例規集なんですけど、高知市は専決が出来るようになってるし、大きい町は専決しているそうですから、ちょっと今、専決を規則に載せて、専決が出来るようにしたいと思っています。この場合もちょっと、7月の定例会後ということで、専決の規定が無いもので、今回の教育委員会にかけさせていただいていると思うんですけど、出来れば今まで遡っているのを遡っていただいて、規則が出来た後また、専決の報告をさせていただきたいとは思ってますけど。

宮地委員  この件に関してだけの専決ですか、教育長専決ということですか。規則を変えるということですか。

教育次長  変えてからになります。

宮地委員  ただ、全部教育長に専決っていうのは、全ての事項をですね、それはちょっといかがかなあと思います。

教育次長  委嘱についてということになってきますけど、その辺はまた、教育委員会で揉んでもらうてから、どんな委嘱については専決が可能かということを決めてから、規則を作っていくという形で。

宮地委員 様々な委員会とかいろいろあるじゃないですか。それ全部専決するとなると、ちょっとやっぱしいかがなもんかという意見を私は持っています。ですから、中身を1回精査させていただいて…

教育次長 そうですね、また今年中にそういうのを揉んでもらうて、来年の4月1日は多いですから、委嘱が、その時にはもう専決が間に合う、どういうふうに鯖分けて専決出来るか、間に合うようにはしたいと思っています。

宮地委員 それと、よろしいですか。今のちょっと議論ですけど、これだけ、とりあえず今までもこういう、いわゆる遡及しての承認というのが結構事案が多いですよ。だから出来るだけやっぱり遡及にならないように、事務的な処理をお願いをしたいと思います。ですから、今回はもう、いろんな諸般を聞きますとやむを得んのかなというように思うんですけど、今後、出来るだけやっぱり事務がこううまく処理出来るように、そんなことを思いました。

教育長 今、宮地委員さんのほうからまとめていただきましたけれども、今回につきましては、7月の定例委員会に間に合わない時期での了承であったということ鑑みて、今回につきましては承認をさせていただくということでよろしいでしょうか。理由説明はそういうことになろうかと思います。なお、今後につきましては、規則の改訂を含めて、教育委員会のほうで委嘱についての、個々になってくるとは思いますが、もう少し正確な期日が記載出来るように、教育委員会のほうで協議を重ねていくというところでございます。

小松委員 まあよろしいですけど、もしその間に合わなかった場合は臨時会を入れたらどうでしょうかね、臨時の教育委員会をやったら。特に3月とかそんな委員の委嘱とかたくさんありますし。今日は定例ですけど、臨時の時に入れるのかも出来るんじゃないかなと思います。

浜田委員 まあ働いている方もおいでるので、それから、議案の重要性とかいろいろ考えて、やっぱりそれに合わせてさっき言いよった専決とか、いろんな部分をもっと議論していく、今回も基本的に理由があれば、今まで認めてきた経緯があるし、まあ1カ月も遅れてないという部分を考えれば、まあちゃんとした理由を事務局のほうで提案していただければ、問題がないと私は思いますし、専決のほうもまたお願いしたいと思います。

教育長 ありがとうございます。それでは、今いろいろご意見いただきましたので、それ

らをくるめて、理由もきちんと議案のほうには記載をすると、会議録のほうには記載するというところで、承認させていただいてよろしいでしょうか。

「はい」という声あり

教育長            ありがとうございました。  
それでは、議案第2号、香美市物部町保育園及び小学校、中学校等活性化検討委員の辞任について、よろしくお願ひします。  
議案第2号「香美市物部町保育園及び小学校、中学校等活性化検討委員の辞任について」

事務局            (議案説明)

教育長            では、この案件につきまして、ご意見等、ご質問をお願いします。

浜田委員         別にこの議案そのものについては、承認は別に問題ないんですけど、重要な会なので、一身上の都合という部分は余り聞いたらいかんのかもしれんけど、活性化検討委員会の中の問題と、それからあとの方はちゃんと、地区を代表して出てるのかどうかということを知りたい。

事務局            まず、後任の方はおります。常に参加していただいている。

教育振興課長     済みません。その後任と言うか、この活性化検討委員会の人数をまず増やした、教育委員会で承認をされたのが何月かちょっと済みません…

事務局            4月です。

教育振興課長     今年度になってから18名に増やして、学校のコミュニティスクールの会長さんを1人入れました。それで16名になった段階で今年度スタートしたんですけども、このBさんが一身上って書いてますけれども、後進の若い人の意見をよく聞いてほしいというような思いもありまして、前回もちょっと、もう今年に入ったらという話もあったんですけども、お引止めをしてお願ひをしていたんですけども、今年に入ってやっぱり、若い人の意見を聞いてほしいということで、慰留に行った時にそういうお話もあって、そういうことで、でしたらということで、一身上の都合になってますけど若い人の意見を聞いてほしいので、ちょっと引かせてほしいというところの意思が強かったということで、今回提

出をさせていただいて、後任というよりも既に若いと言いますかコミュニティスクールの会長を1人入れたという状態でありますので、Bさんの後に誰かをというところは今のところは無いです。ただ、これから活性化検討委員会を重ねるに当たりまして、必要な人材がいらっしゃったら加えていくということはしていかないといかんと考えてますけど、そういう意味の、初めにコミュニティスクールの会長が入ってたというところで、後任と言うか先に決まっちゃったと言うところですよ。

教育長 小松さんのほうから。

小松委員 特にありません。

教育長 事務局のほうからも何度か引き留めるといことと、引き続きご縁でお願いしたいということでご訪問をさせていただいております。この会の委員は辞職をされるというところではございますけれども、学校等の行事等につきましては、今後も引き続き協力をしていただけないかというふうにお聞きをしております。浜田委員さんがおっしゃっていただいたように、大変重要な会議のメンバーの重要なお一人でございますので、自治会長さんがお引きになられたという後を引き継いで、一層この会をしっかりと運営していくことが大事かな、事務局のほうでは気を付けてやっていくということが大事かなと、ご意見を伺って思いましたので、その辺りをよろしくお願いをいたします。では、第2号議案は承認されたということによろしいでしょうか。

「はい」という声あり

教育長 ありがとうございます。では、議案第3号の香美市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について、事務局より説明をお願いします。

議案第3号「香美市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について」

事務局 (議案説明)

教育長 この件につきまして、ご質問、ご意見等よろしくお願います。

宮地委員 新聞へも出てましたように、アンパンマン図書館のですから、それは前から古い

し、もう壊れてグジャっと思ったら大事やから、移転をするという話ですから、私は意見としてはもう、適当であると言うか、適切であるという意見です。

教育長 他にございませんでしょうか。  
それでは、本文中の条例の制定について、教育委員会の「承認」というところを「意見」ということに変更して、差し替え文書を提出させていただくようにしたいと思います。

浜田委員 その場合は議案になるんですか。

宮地委員 今まで議案でやってきたと思います。条例の場合は。

教育長 意見をご承認いただけたということで、次に議会に承認を求め、提案をするということで運んでまいりたいと思います。よろしいでしょうか。

「はい」という声あり

教育長 それでは、第4号に移ります。

議案第4「香美市立やなせたかし記念館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」

事務局 (議案説明)

教育長 第4号議案は、規則の一部を改正する規則の制定についてというところがございますので、承認をお願いしたいというところがございます。質問、ご意見等ございませんでしょうか。

西委員 年間フリーパスになるんですけど、これを使って入館される子どもさんって結構いらっしゃいますか。

事務局 いらっしゃるとは聞いておるんですけども。済みません、すぐに人数が、分からないです。

教育長 それでは、承認いただくということで、ありがとうございました。  
それでは、引き続き議案第5号、区域外就学について、よろしくお願いいたします。

す。

事務局 議案第5号と6号と7号が兄弟事例ということになりますので、まとめて提案をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議案第5号「区域外就学について」  
議案第6号「区域外就学について」  
議案第7号「区域外就学について」

(議案第5～7号は非公開案件審議)

教育長 議案第8号、説明をお願いいたします。

事務局 議案第8号「通学区域(校区)外通学について」

(議案第8号は非公開案件審議)

それでは、追加議案のほうに移ります。議案第9号、令和4年度以降使用する中学校教科用図書に係る協議決定について説明をお願いいたします。

議案第9号「令和4年度以降使用する中学校教科用図書に係る協議決定について」

事務局 (議案説明)

教育長 ではこの件に関しまして、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

「ありません」という声あり

教育長 それでは、承認をいたします。

では、報告に移ります。報告第1号、香美市高等学校等奨学金の認定について、事務局より説明いたします。

事務局 (報告説明)

教育長 ご意見、ご質問等をお願いいたします。

浜田委員 2つ聞きたいんですが、1つは前年に比べて今どういう状況かなと、申請その他。もう一つは、専門学校は法律上、高等教育機関になってるので大学と同じ位置づけ、昔は違ったんですけど、その辺除外している部分の理由をお願いしたいです。

事務局 1番目の前年度からの推移ですが、前年度は認定者数が75名となっており、奨学金の実績としては975万6,000円でございます。

2つ目の専門学校のほうなんですけれども、香美市の高等学校等奨学金の規則の中に、高校、短期大学、大学というような記載があるんですけど、その部分で専門学校、いわゆる専修学校と言うんでしょうか、その分については対象にはなっていないところがあります。で、その中で、例えばですけどこの中に高知高等学院というところがあるんですけど、調査したら高校ではないんですけど、いわゆるその高校は星槎国際高等学校提携をして、卒業時に高等学校卒業の資格が得られるということがありましたので、その辺りは高等学校とみなして、出来るだけ広く取りたいということで進めてはいます。

それと、あと卒業時に短期大学卒業であるとか、大学の卒業というような資格が得られるところについては、高校、短期大学、大学というふうにみなすというようなことで、対象として含めるようにはしております。

浜田委員 結果的に、国のほうの高等教育機関の見直しをされた時に、その時点で香美市のほうもしたかどうかという部分ですよね。

以前は、確かに高等教育機関と専修学校はなっていないんです。今は高等教育機関、大学と同じ位置づけを法律上されるようになってるので、もう十何年かな、その時点で議論があったかどうかというのは分からんと思うけども、その辺のことを他の市町村がもしあるんだしたら。高知県の場合は専門学校へ行く人間のほうが多くて、かつ専門学校も大学と同じくらいお金がかかっているので、そういう部分において家庭の状況を配慮するなら、まあ法律にも位置付けられているから、ちょっとその辺検討というか、いかないなからいかないで仕方ないけど、ちょっとお願い出来ないか検討していただいたら大変有難いなと思います。

事務局 規則の部分について、おそらくそういったものを入れるに当たっては規則の改正というものが必要になってくると思うので、今回対象外となってしまった方、専門学校ということなんですけど、高知県のほうで行っている給付型の奨学金制度があると思うんですが、あちらのほうで対象となるべき学校かどうかというのは、県の高等学校課のほうに問い合わせはしてみたんですけど、回答としては、対象の学校については、専門課程と言いますか規定されているものがあつ

て、そこの部分になると、県の高等学校の奨学金の対象になってくるけれども、問い合わせをした学校については、専門の過程が無いというようなことで対象にはなっていないという回答がありました。ということで、県に聞いた分なんですけど、そういったところがあって、これはなかなか今の規則上は対象というのは読み取りにくいということがあって、今回はもう残念ながら申し訳ないということで、否認定ということにはさしていただいたということです。

浜田委員            まあ、新潟と高知が専門学校進学率1、2を争う、その辺も。まあ検討をして、それでいかなければいけないという判断で結構ですから。

事務局              財政状況的なことで、予算規模が結構年々増えてきている事情があって、毎年頑張って予算を組む時に増額をして、一応つけてはいただいていることではあるんですが、その際に予算規模の抑制というのがその時に言われました。なので、これから検討していかなければならないんですが、高等学校で1万円、大学等で1万3,000円ということなんですけど、この額を言わばカットしたらどうかとか、所得の基準を今1.5で行ってますけど、就学援助は1.3で、まあ就学援助はちょっと制度が違いますのであれですが、1.5になんてしてるのかというようなこともあったりしますので、そういったことで予算抑制というものを財政局からは突き付けられている事情があって、なかなか対象範囲を広げるところまでというのは、相当厳しいハードルがありそうな気がします。財源をどう確保していくかというところがあると思います。おっしゃられる内容は本当にそのとおりでと思って、検討はしていかなければならないというふうに考えています。

浜田委員            よろしくをお願いします。

教育長              ありがとうございます。

小松委員            ちょっと教えてほしいんですけども、同一世帯で認定番号が離れている方がおりますよね。これ認定する場合の受付番号とは違うし、それをちょっと教えてほしいです。

事務局              受付番号につきましては、これは言わば世帯でということではなくて、奨学生個人に対する奨学金の給付ということになりますので、同一世帯であっても、別々の番号を各奨学生ごとに認定、否認定という形で振らせていただくことにはなりません。

それで、同一世帯で順番が離れていることにつきましては、これ単純に事務処理上と言いますか、継続と新規とで分かれているというところ、それと、認定要件、まあ認定要件は世帯で一緒ですので狂うことはないんですが、継続と新規、これで継続のところに、これまで奨学生として認定をされていた方はこちらのほうになって、今回新規で高等学校にこれから1年生として通いますとか、新規で出て来た方については新規のほうになりますので、そこでちょっと間が空いております。全く問題はないと思います。

小松委員           もう一つ、3/5ページの下から4行目、高知中央高校看護科とありますが、この高校だけ科が入っちゃうんですね、この方だけが、これ要らんと思います。他の学生には書いてないので。

事務局             なんで入れているかと言うと、これ事務処理上の問題と言いましょうか、年数がなんか違うところがありますので、3年で通常高等学校は卒業だと思うんですが、4年とかいうところがあったりしますので、その関係で分かるように入れているというところだけです。

小松委員           まあ、備考欄にそんなん入れてくれたら分かるんですけど。

浜田委員           その場合は専科、高等教育機関は、3年間は普通の高校にするというあれやけど、上へ上がったら短大と同じですよ。

事務局             そうです。

教育長             5/5ページの専修学校というか、それであるのに対象となっている学校というか、その専門機関等の名称の記載がございますけれども、43番の学校ですね、今回はここだけが承認されていないというところで、確認よろしいでしょうか。

事務局             そうです。

教育長             それでは、この件に関しまして承認いただけますでしょうか。

「はい」という声あり

教育長             ありがとうございます。  
それでは、報告第1号が承認をされました。

以上をもちまして、事務局からの議案についてのご協議は全てご承認をいただきました。

生涯学習振興課長 いいですか。先ほど西委員さんからの質問のあったフリーパスの件ですけど、昨年度が2,385人に年6回フリーパスを配布して、1回でも使った利用者数が308名になっているという報告が上がっています。  
以上です。

宮地委員 コロナでねえ、もう無理なんですよ。みんなもう、できるだけ行かんようにしゅうんですよね。仕方ないんですよ。

教育長 追加報告でございました。  
では以上で、8月定例会を終了いたします。ありがとうございました。

(閉会時刻：午前10時7分)